



令和6年3月18日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
保健医療課	精神保健福祉係	奥村 浩康	内線 3313 直通 058-272-8278 FAX 058-278-2624
精神保健福祉センター	総務課	田中 公治	直通 058-231-9732 FAX 058-233-5133

精神科病院の入院患者に関する個人情報の漏えいについて

岐阜県精神保健福祉センター（岐阜市鷺山）（以下「センター」という。）において、精神科病院の入院患者1名に係る個人情報（氏名）の漏えい事案が発生しました。

記

1 事案の概要

県内精神科病院の入院患者2名（A、B）が、センターに対して、精神保健福祉法（以下「法」という。）第38条の4に基づく「精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じる」ことを求めることができる」とされている「退院請求」を同時期に行い、その審査結果の通知において、患者Bの家族あての審査結果通知書に誤って患者Aの氏名を記載し送付したことで、患者Aの個人情報（氏名）が漏えいしたものの

2 経緯

令和6年1月15日（月）

患者Aからの退院請求書をセンターが受理

1月16日（火）

患者Bからの退院請求書をセンターが受理

1月29日（月）～2月2日（金）

患者A、患者Aの家族及び患者Aが入院する精神科病院の3者が作成した、法第38条の4に基づく退院請求に係る調査書をセンターが受理

1月29日（月）～2月5日（月）

患者B、患者Bの家族及び患者Bが入院する精神科病院の3者が作成した、法第38条の4に基づく退院請求に係る調査書をセンターが受理

3月1日（金）

岐阜県精神医療審査会の委員が、患者Aへ法第38条の5第3項に基づき意見を聴取

岐阜県精神医療審査会の委員が、患者Bへ法第38条の5第3項に基づき意見を聴取

3月5日（火）

岐阜県精神医療審査会の開催

3月7日（木）

センターから患者A、患者Aの家族及び患者Aが入院する精神科病院の3者へ審査結果を通知

センターから患者B、患者Bの家族及び患者Bが入院する精神科病院の3者へ審査結果を通知

3月12日（火）

患者Bの家族からセンターへ「受領した審査結果通知書に記載されている患者氏名が別人（患者A）である」との連絡があり、事案が判明

3月12日（火）～18日（月）

患者Aの家族及び患者Bの家族へ本事案を説明のうえ謝罪

3 現在の状況

患者Aの家族及び患者Bの家族に本事案を説明のうえ謝罪し、誤った文書は回収済

4 事案発生の原因

個人毎に作成した審査結果通知書の決裁において、患者Bの家族あての通知案に患者Aの氏名を記載する誤りがあったが、決裁過程で根拠資料との突合チェックが行われておらず確認が不十分であった。

5 今後の対応について

文書の決裁時に確認する「チェック項目リスト（通知先氏名、請求者氏名、審査結果等をチェック）」を新たに作成し、通知文と根拠資料との突合を徹底

<参考>精神科病院の入院患者による退院請求

- ・ 精神科病院の入院患者やその家族等は、知事（※岐阜県精神保健福祉センターへ事務委任。以下、同じ。）に対し「精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じる」ことを求めることができる（法第38条の4）。
 - ・ 退院請求を受けたときは、知事は精神医療審査会（注1）に通知し、その入院の必要があるかどうかの審査を求める（法第38条の5第1項）。
- （注1：入院者等による退院請求等について審査を行うため、法第12条に基づき設置される附属機関。精神障害者の医療に関する学識経験者、精神障害者の保健又は福祉に関する学識経験者、法律に関する学識経験者から構成され、本県では、精神保健指定医、精神保健福祉士、弁護士等で構成）
- ・ 精神医療審査会は、審査をするに当たって、退院請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見を聴取するとともに、当該患者及び家族から意見を聴取することができる（法第38条の5第3項）。
 - ・ 審査の結果について、知事は、請求をした者、意見を聴取した精神科病院の管理者、当該患者及び家族に対して速やかに通知する（法第38条の5第6項）。